

平成 27 年 9 月 14 日

横浜市長 林 文子 様

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）
会長 比留間 哲生

貴回答を受領し、さらに重ねて質問する（回答要請）

早速ながら、本年 6 月 29 日付要請書で連協は桂台トンネル掘削の前にシミュレーションを実施するよう事業者と横浜市長に求め、それに続いて私は連協を代表して貴職に対し 2 回にわたり同じ要請をしてきましたが、今回も貴職からは 6 月 29 日付要請書に対する回答と同じく事業者にその旨を伝えるという他人事のような回答しか得られませんでした。こうして 3 回も他人事のような回答をくり返すのは、貴職がこの問題を自らのものとして真剣に対応する意志が全くないことを示すものと言わざるを得ません。これは市民の命と生活を守るべき市長としての貴職の責任感の欠如を疑わせるものとして厳しく指摘し、その上で 9 月 3 日付の貴回答に対する当方のコメントを述べ、併せていくつかの質問を致します。

コメントと質問

1. 道路予定地が宅地か宅地以外かの特定はしないとの主張について

貴回答は「道路予定地については、場所により、宅地造成等規制法（以下「宅造法」という。）に定める「宅地」に該当する場合と「宅地以外」（道路や公園など）に該当する場合がありますので、宅地か宅地以外か特定せずにお答えしています。」としている。現在行われている横浜市（市長）と連協（会長）との意見のやりとりは、本年 6 月 29 日付の事業者並びに横浜市長に対する連協の要請書に端を発しており、その中で道路予定地については湘南桂台地区の道路予定地とはっきり特定しており、その後もそれを前提に話が進められてきたのである。そのことを知らないはずはないにも拘わらず、道路予定地を特定すれば理屈に合った説明ができなくなるため、意図的に一般論にすり替えたとしか考えられない。実際、特定された湘南桂台地区の道路予定地は、現在事業者の所有地として周囲をフェンスで囲まれており、これを宅地と呼ぶことなど到底できず、そのため当方は 7 月 22 日付文書でそれを宅地と見做すことに違和感を覚えるとした。これに対して 8 月 7 日付回答はこの違和感を解消する説明はしな

いで、「宅地以外を宅地以外の土地にする場合も、その定義から宅地造成に該当しないものとなっています。」と全く新しい主張を始めたのである。これに対して当方は8月18日付文書で宅造法第2条の宅地造成の定義にはこのような文言は一切存在せず、これは貴文書が勝手に作り出したもの以外の何ものでもないと断定したが今回の貴文書はこれに対して一切反論していない。

結局、この問題は湘南桂台地区の道路予定地を宅地と見做すと法第2条の定義と整合するものの、実際の状態は宅地とは到底呼べないようなものであり、一方宅地以外とすると現状と一致するが法第2条の定義にはこのような規定は一切存在しない。そのため道路予定地について貴文書は論理的に完全に行き詰ったのである。これを打開するためには、道路予定地は宅地か宅地以外かをはっきり決めた上で、法第2条の定義と整合する説明をすることであり、そのことを強く求め以下質問する。

質問1. 道路予定地は宅地か宅地以外かを明確にし、それが法第2条の定義とどのように整合するかの説明を求める。

2. 宅地造成工事規制区域と造成宅地防災区域について

貴回答は「平成18年改正により、地震時における宅地造成に伴う災害を防止するため、造成宅地防災区域内（横浜市内では現在指定区域はありません。）での地震時の検討などの基準等が追加されています。」と記している。今までのやりとりの中で一切出てこなかった「造成宅地防災区域」なるものを今回貴文書がなぜ取り上げたのか不可解という外ないが、そこには何らかの意図があるはずであり、文脈からみて次のようなものであると思われる。すなわち、桂台トンネル掘削工事は宅地造成工事規制区域内で行われるが、この区域ではまだ造成宅地防災区域の指定は行われていないので（横浜市内では現在指定区域はない）、宅造法の規制の対象にはならないと言いたかったのではないか。そうだとすればそれは法律の無知による間違った考えであり、以下にそのことを述べる。

上記二つの区域について平成18年の宅造法改正の年の9月29日付の国交省・地域整備局長から都道府県、政令都市等の宅地防災行政担当部長宛の通達「宅地造成等規制法等の改正について（技術的助言）」（国都開第12号）の中に「改正法により、都道府県知事（政令都市等の長）が、宅地造成工事規制区域外において、宅地造成に伴う災害であって相当数の居住者その他の者に危険を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地を、造成宅地防災区域として指定し、宅地所有者等に対して、災害防止のため必要な措置を講ずることを勧告又は命令することができる制度が創設された。」とある。この通達から明らかのように、造成宅地防災区域の指定は宅地造成工事規制区域内ではなくそれ

以外の土地で行われるものであり、後者の区域内で行われる桂台トンネル掘削工事は前者とは何の関係もないし、もちろんそれから法的規制を受けることなど全くないのである。実際、これら二つの区域は下記に示すようにその内容や指定の手続きなども大きく異なるのである。

すなわち、造成宅地防災区域の場合、災害防止のため必要な措置を講ずるよう宅地所有者に対して勧告又は命令することができ、必要な措置が講ぜられて指定の事由がなくなったら速やかに指定を解除するように定めているのに対して、宅地造成工事規制区域についてはこのような規定はない。また、指定の手続きについても両者は大きく異なり、後者が昭和36年の宅造法制定の翌年には横浜市内のかなり広範な地域が指定されたのに対して、前者では平成18年に創設されて以来横浜市ではまだ指定は全くなされていない。前者でなぜこのように指定が遅れているかについては行政の怠慢も一つの理由と思われるが、前者の場合宅地所有者に改善の措置を講ずるよう命令することができるなど当事者にとって厳しい制度であるため、指定に当たってはかなり厳密な手続きが必要であることが大きな理由と考えられる。今回貴回答は内容や手続きが大きく異なり、法的にもなんの関係もない上記二つの区域が宛も関係があるかのように記載しているのでそれは全く無意味であることを述べた上で以下質問する。

質問2. 貴回答の中に「平成18年改正により、地震時における宅地造成に伴う災害を防止するため、造成宅地防災区域内（横浜市内では現在指定区域はありません。）での地震時の検討などの基準等が追加されています。」という文言を記載した意図と理由を求める。

3. 宅造法と都市計画法の関係

いま行われている文書のやりとりの中で貴職は都市計画法を錦の御旗として掲げ、その前には宅造法の規制などあり得ないかのように主張した。まずその経緯を記し、その結果貴職自からこの主張が全く法的根拠のないものであることを認めざるを得なくなったことを述べる。

6月29日付事業者と横浜市長宛の連協の要請書の中で、今回の桂台トンネル掘削工事が宅造法による規制を受けるのは当然であるとしたのに対して、7月14日付貴文書は都市計画法による道路の築造は宅造法の規制の対象外であると回答した。これに対して当方が、7月22日付文書で、造成宅地を安全に保持することを義務づけた法第16条の規制の対象外ということはあり得ないと反論した。ところが8月7日付貴文書は、都市計画法による道路築造の工事は宅造法の規制の対象にはならないと前回と全く同じ回答をくり返した。このように同じ主張を2度にわたってくり返す以上そこに確かな法的根拠があるはずであり、

当方は8月18日の文書で都市計画法又は他のどの法律の条文にそのことが記載されているかを明示するように求めた。これに対して9月3日付貴文書で「今回の道路を築造するための工事が宅地造成に該当しないことは、宅造法第2条にて判断しています。」と回答している。これは質問に対するはぐらかし以外のなにものでもなく、正当な回答ができないのであれば率直に自らの誤りを認めるべきなのにそれをせず驚くべきことに都市計画法を引っ込めて宅造法第2条を引用して回答としたのである。都市計画法による道路築造の前には全く無力でその規制は及ばないとした宅造法に結局戻らざるを得なくなったのである。このような自己矛盾と論理的袋小路から抜け出る説明をしないまま質問に対するはぐらかしの回答で済ますことはあってはならず、以下質問する。

質問3. 都市計画法による道路築造は宅造法の規制の対象外とする条文の所在を求めたのに対して、宅造法第2条から判断したとする理由は何か、説明を求める。

4. 関係機関との調整について

8月18日付当方の質問に対して、貴文書は「関係機関と調整した結果、上郷公田線の工事は、宅地造成に該当せず宅造法の対象とはなりませんので、事業認定申請書に「宅地造成工事規制区域」の記載はしていません。」と回答している。これに対して以下の質問に答えるよう求める。

質問4. 調整に当たった関係機関の名称とその担当部局並びに調整参加者の役職名及び事業認定申請書に宅地造成工事規制区域を記載しないこととした理由の説明を求める。

質問5. 上記の上郷公田線の事業認定申請書の記載に関する調整と同時に横浜環状南線の事業認定申請書についても調整したと考えられるので、その調整結果についての説明を求める。

以上